

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101183 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100180 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から平成 8 年 2 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A 社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、A 社において、平成 6 年 2 月 1 日に資格を取得し、平成 8 年 8 月 31 日に離職しており、請求期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料はなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

また、請求期間当時に請求者が居住していた市町村の国民健康保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、請求者は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、A 社の厚生年金保険被保険者記録において、請求期間当時の整理番号に欠番があることから、欠番となっている整理番号に係る記録が自身のものである旨主張しているが、同社から提出された厚生年金保険被保険者報酬決定通知書によると、当該整理番号に該当する者については請求者以外の氏名が記載され、「厚年不該当者」と押印されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。